

山梨県教育振興基本計画検討有識者会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を県が新たに策定するにあたり、有識者等から専門的、総合的な意見を聴取することを目的として開催する山梨県教育振興基本計画検討有識者会議（以下「有識者会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

第2条 有識者会議は、次の各号に掲げる事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 基本計画の策定内容の検討に関する事項
- (2) その他有識者会議の開催目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第3条 有識者会議は、教育関係者及び教育等に関する有識者のうちから、山梨県教育委員会教育長が依頼する委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年5月23日から令和6年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 有識者会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。
- 3 会長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(関係者の出席要請等)

第7条 有識者会議は、必要があると認めたときは、関係者に対して会議への出席を要請し、意見を聴取することができる。

(事務局及び庶務)

第8条 有識者会議の事務局は、教育委員会事務局及び関係課において行う。

- 2 有識者会議の庶務は、山梨県教育庁総務課教育企画室において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要綱は、令和5年4月19日から施行する。